

別表第2

種目	品目	対象障害等	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	154,000円	8年	傾斜角度を調整する機能を有するもの
	特殊尿器		67,000円	5年	尿を自動的に吸引する機能を有するもの
	体位変換器		15,000円	5年	介護者が日常生活用具使用者の体位を変換し得るもの
	移動用リフト		159,000円	4年	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（3歳以上の者に限る。）	82,400円	5年	担架に乗ったままで入浴を可能にする機能を有するもの
	訓練いす		33,100円	5年	機能訓練を可能にする機能を有するもの
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害2級以上、知的障害A判定又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	19,600円	5年	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止する機能を有するもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	90,000円	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水を補助する機能を有するもの
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	便器 4,500円 手すり5,400円	8年	持ち運びができるもの
	T字状・棒状のつえ	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害（3歳以上の者に限る。）	3,600円	3年	
	移動・移乗支援用具	平衡機能障害、下肢若しくは体幹機能障害又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	60,000円	8年	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消の機能を有する手すり、スロープ等
	頭部保護帽	平衡機能障害、下肢若しくは体幹機能障害、知的障害又は精神障害	37,900円	3年	転倒の衝撃から頭部を保護する機能を有するもの
	特殊便器	上肢障害2級以上、知的障害A判定又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	151,200円	8年	本人又は介護者が容易に使用できる方法で温水温風を出す機能を有するもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上	87,400円	10年	音声を、視覚、触覚等により知覚できる機能を有するもの
	火災警報器	視覚障害2級以上、下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は知的障害	15,500円	8年	室内の火災を煙又は熱により感知して音又は光等を発し、知らせる機能を有するもの
	自動消火器	視覚障害2級以上、下肢若しくは体幹機能障害2級以上、知的障害又は難病患者	28,700円	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火する機能を有するもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	7,000円	10年	

種目	品目	対象障害等	基準額	耐用年数	備考
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上又は知的障害A判定	41,000円	6年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上	51,500円	5年	自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法に用いる、透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの
	ネブライザー（吸入器）	①呼吸器機能障害3級以上 ②上肢、下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は音声言語機能障害	36,000円	5年	②の者については、申請時にネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器の必要性が確認できる医師の意見書の提出を要する。
	電気式たん吸引器	③難病患者	56,400円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者	157,500円	6年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害	17,000円	10年	在宅酸素療法に用いる酸素ボンベを運搬する機能を有するもの
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上	9,000円	5年	
	視覚障害者用体重計		18,000円	5年	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上	100,000円	6年	障害者向けの、パーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフトであって、障害者のパーソナルコンピュータ利用を容易にする機能を有するもの
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上	383,500円	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等の方法により示す機能を有するもの
	点字器	視覚障害	10,800円	7年	点筆を含むもの
	視覚障害者用拡大読書器		198,000円	8年	印刷物等を拡大してモニターに映し出す機能を有するもの又は印刷物等の文字等を音声信号に変換して読み上げる機能を有するもの
	点字タイプライター	視覚障害2級以上	63,100円	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		①85,000円	6年	①音声等により操作ボタンが認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生機能を有するもの ②容易に使用し得るもの
			②35,000円		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800円	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの
	視覚障害者用時計		13,300円	10年	聴覚又は触覚により時刻を確認できる機能を有するもの

種目	品目	対象障害等	基準額	耐用年数	備考
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	88,900円	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声言語機能障害（18歳以上の者が聴覚障害者又は音声言語機能障害者のみの世帯に属する者に限る。）	71,000円	5年	一般の電話に接続することができ、又は一般の電話と一体となり、音声の代わりに、文字等による通信を可能にする機能を有するもの
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	98,800円	5年	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの
	人工喉頭	音声言語機能障害	72,300円	5年	喉頭摘出者の構音を可能にする機能を有するもの
	点字図書	視覚障害	点字図書に係る申請その他の手続及び支給額については、この告示の規定にかかわらず、別に市長が定めるところによる。		
排せつ管理支援用具	蓄便袋	直腸機能障害	53,200円	6月	6か月分の袋、袋を皮膚に密着させるもの、皮膚保護剤、その他皮膚の保護・清潔保持、排せつ物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用具
	蓄尿袋	ぼうこう機能障害	69,900円	6月	複数箇所ストマを造設している場合は、基準額欄に定める額に必要な箇所数を乗じて得た額を基準額とする。
	紙おむつ等	①乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変に起因する全身性障害者（3歳以上の者に限る。） ②直腸機能障害又はぼうこう機能障害（ストマ装具を装着することができない又は高度の排便・排尿障害がある3歳以上の者に限る。） ③知的障害（排せつの習慣の習得ができない3歳以上の者に限る。） ④下肢又は体幹機能障害2級以上（3歳以上65歳未満の者に限る。）	72,000円	6月	6か月分の紙おむつ、ガーゼ、さらし、洗腸用具等 （初回申請時及び18歳到達日以降の初めての申請時に、紙おむつの必要性が確認できる医師意見書の提出を要する。）
	収尿器	ぼうこう機能障害	8,800円	1年	

種目	品目	対象障害等	基準額	耐用年数	備考
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障害3級以上又は難病患者（3歳以上の者に限る。）	200,000円	原則1回に限る。 （介護保険制度と通算し、転居した場合及び下肢又は体幹機能障害の等級が上った場合を除く。）	手すりの取付、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替、その他これらの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修（住所地の住宅に限る。）

注1 対象障害等欄における、身体障害の部位及び等級については、障害程度等級表に定めるものとする。

注2 対象障害等欄における、知的障害の判定については、京都府知事が交付する療育手帳に記載された判定をいう。

注3 対象障害等欄における、難病患者とは、法第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で日常生活用具が必要と医師が認めたものをいう。

注4 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、上肢機能に係るものにあつては表中の上肢障害に、移動機能に係るものにあつては表中の下肢又は体幹機能障害に相当するものとする。